# 工事成績評定考査項目別運用表（監督・総括監督員）

## 【建築・機械・電気】

別記

# 細 目 別 評 定 基 準

| 項　　目 | 細　　別 | | 監　督　員 | 総括監督員 | 検査職員 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　施工体制 | Ⅰ | 施工体制一般 | （加減点）×０．４＋２．９ | | |
| | Ⅱ | 配置技術者 | （加減点）×０．４＋２．９ | | |
| 2　施工状況 | Ⅰ | 施工管理 | （加減点）×０．４＋２．９ | | （加減点）×０．４＋６．５ |
| | Ⅱ | 工程管理 | （加減点）×０．４＋２．９ | （加減点）×０．２＋３．２ | |
| | Ⅲ | 安全対策 | （加減点）×０．４＋２．９ | （加減点）×０．２＋３．３ | |
| | Ⅳ | 対外関係 | （加減点）×０．４＋２．９ | | |
| 3　出来形・品質及び出来栄え | Ⅰ | 出来形 | （加減点）×０．４＋２．８ | | （加減点）×０．４＋６．５ |
| | Ⅱ | 品質 | （加減点）×０．４＋２．９ | | （加減点）×０．４＋６．５ |
| | Ⅲ | 出来栄え | | | （加減点）×０．４＋６．５ |
| 4　工事特性 | | | | （加点）×０．２＋３．３ | |
| 5　創意工夫 | | | （加点）×０．４＋２．９ | | |
| 6　地域への貢献度等 | | | | （加減点）×０．２＋３．２ | |
| 計 | | | 上記の計 | 上記の計 | 上記の計 |
| 7　法令遵守等 | | | | （減点）×１．０ | |

**※　各 評定者の 点数の合計【 評定点 】については、「 小数点 第１位まで 」とする。**

# 工事成績評定考査 項目別 運用表 等 一覧（ 建築･設備･電気 ）

## 1 監督員

| 番 号 | 考査項目 | 細 別 | 工種 | 必須･選択 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 別紙 第1号1 | 1 施工体制 | Ⅰ 施工体制一般 | 全工種 | **必須** | |
| 別紙 第1号2 | 〃 | Ⅱ 配置技術者 | 〃 | 〃 | |
| 別紙 第1号3 | 2 施工状況 | Ⅰ 施工管理 | 〃 | 〃 | |
| 別紙 第1号4 | 〃 | Ⅱ 工程管理 | 〃 | 〃 | |
| 別紙 第1号5 | 〃 | Ⅲ 安全対策 | 〃 | 〃 | |
| 別紙 第1号6 | 〃 | Ⅳ 対外関係 | 〃 | 〃 | |
| 別紙 第1号7 | 3 出来形･品質及び出来栄え | Ⅰ 出 来 形 | 建築全般 | 選択 | |
| 別紙 第1号8 | 〃 | 〃 | 機械設備･電気設備 | 〃 | |
| 別紙 第1号9 | 〃 | 〃 | 出来形判定表 | **必須** | 手入力 |
| 別紙 第1号10 | 〃 | Ⅱ 品 質 | 建築工事･新築 | 選択 | |
| 別紙 第1号11 | 〃 | 〃 | 建築工事･改修 | 〃 | |
| 別紙 第1号12 | 〃 | 〃 | 機械設備･電気設備 | 〃 | |
| 別紙 第1号13 | 〃 | 〃 | 品質判定表 | **必須** | 手入力 |
| 別紙 第1号14 | 5 創意工夫 | | 全工種 | 〃 | |

## 2 総括監督員

| 番 号 | 考査項目 | 細 別 | 工種 | 必須･選択 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 別紙 第2号1 | 2 施工状況 | Ⅱ 工程管理 | 全工種 | **必須** | |
| 別紙 第2号2 | 〃 | Ⅲ 安全対策 | 〃 | 〃 | |
| 別紙 第2号3 | 4 工事特性 | | 〃 | 〃 | |
| 別紙 第2号4 | 6 地域への貢献度等 | | 〃 | 〃 | |
| 別紙 第2号5 | 7 法令遵守等 | | 〃 | 〃 | |

## 3 検査員

| 番 号 | 考査項目 | 細 別 | 工種 | 必須･選択 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 別紙 第3号1 | 2 施工状況 | Ⅰ 施工管理 | 全工種 | **必須** | |
| 別紙 第3号2 | 3 出来形･品質及び出来栄え | Ⅰ 出 来 形 | 建築全般 | 選択 | |
| 別紙 第3号3 | 〃 | 〃 | 機械･電気設備 | 〃 | |
| 別紙 第3号4 | 〃 | 〃 | 出来形判定表 | **必須** | 手入力 |
| 別紙 第3号5 | 〃 | Ⅱ 品 質 | 建築･新築 | 選択 | |
| 別紙 第3号6 | 〃 | 〃 | 建築･改修 | 〃 | |
| 別紙 第3号7 | 〃 | 〃 | 建築･解体 | 〃 | |
| 別紙 第3号8 | 〃 | 〃 | 機械･電気設備工事 | 〃 | |
| 別紙 第3号9 | 〃 | 〃 | 品質判定表 | **必須** | 手入力 |
| 別紙 第3号10 | 〃 | Ⅲ 出来栄え | 建築･新築･改修 | 選択 | |
| 別紙 第3号11 | 〃 | 〃 | 機械･電気設備 | 〃 | |
| 別紙 第3号12 | 〃 | 〃 | 出来栄え判定表 | **必須** | 手入力 |

## 記入方法 及び 留意事項

| | |
|---|---|
| 別紙 第4号 | 土木一般に適用 |

## 施工プロセスチェックリスト

| | | |
|---|---|---|
| 別紙 第5号1 | 1 施工体制 | Ⅰ 施工体制一般 |
| 別紙 第5号2 | 〃 | Ⅰ 施工体制一般、 Ⅰ-2 一括下請 |
| 別紙 第5号3 | 1 施工体制 2 施工状況 | Ⅱ 配置技術者、 Ⅰ 施工管理 |
| 別紙 第5号4 | 2 施工状況 | Ⅰ 施工管理、 Ⅱ 工程管理、 Ⅲ 安全対策 |
| 別紙 第5号5 | 〃 | Ⅲ 安全対策、 Ⅳ 対外関係 |

工事成績評定 考査項目別 運用表 【 監督員用 】

別紙 第１号１ （ 施工体制一般 ） ［ 全　工　種 ］ （ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 施工体制が適切である | 施工体制がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 施工体制がやや不備である | 施工体制が不備である |
| 1 施工体制 | Ⅰ 施工体制一般 | | □ | 「評価項目」 | | | | | |
| | | | | 1 施工体制が不備であり、監督員が書面で改善指示を行った。<br>※ 評 定<br>・上記に該当すれば　e　（ 減点 １０．０点 ） | | | | | |
| | | □ | □ | 1 施工計画書と現場の施工体制が、一致している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 2 施工体制台帳が提出され、同一の台帳が現場に備え付けられている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 3 施工体系図が整備され、同図が現場の工事関係者及び公衆の双方に見やすい場所に掲げられ、同図に記載のない業者が作業していないなど、現場と一致している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 4 「建設業 許可」、「労災保険 加入」及び「建設業退職金共済制度適用事業主現場」の標識が、現場に掲示されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 5 建設業退職金共済証紙の購入及び配布が、受払い簿等により適切に管理されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 6 元請負人が、下請け工事の施工に実質的に関与している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 7 工事カルテの登録・変更・完了が、監督員の確認を受けた上で行われている。（契約額：500万円以上） | | | | | |
| | | □ | □ | 8 工程表が、契約締結後１４日以内に提出された。 | | | | | |
| | | □ | □ | 9 作業分担と責任の範囲が、施工体制台帳や施工体系等で確認できる。 | | | | | |
| | | □ | □ | 10 品質証明では、品質証明員及び資格が確認でき、品質証明の時期・確認項目が工事全般に亘り、よく把握されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 11 工事規模に応じた 人員や機械配置の施工となっている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 12 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。 又は指摘事項に対する改善が、速やかに(次回のチェックまでに)実施された。 | | | | | |
| | | □ | □ | 13 機械設備並びに電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 14 その他 理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | ※ 評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） | | | | | |
| | | | | ・評価値が90%以上 | a | （ 加点 １．０点 ） | | | |
| | | | | ・評価値が80%以上90%未満 | b | （ 加点 ０．５点 ） | | | |
| | | | | ・評価値が60%以上80%未満 | c | （ 加減点 なし ） | | | |
| | | | | ・評価値が60%未満 | d | （ 減点 ５．０点 ） | | | |
| | | | | ・評価対象項目が２項目以下の場合は | c | （ 加減点 なし ） | | | |

別紙 第１号２　（ 配置技術者 ）　　［ 全　工　種 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 技術者が 適切に配置されている | 技術者が ほぼ適切に配置されている | 他の事項に該当しない | 技術者の配置がやや不備である | 技術者の配置が不備である |
| 1 施工体制 | Ⅱ 配置技術者<br>現場代理人 等 | | □<br>□<br>（ 0 ） | 「評価項目」 | | | | | |

1　現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員が書面で改善指示を行った。
2　専門技術者或いは作業主任技術者が配置されていない。又は、同 技術者或いは同主任技術者が未届状態で配置され、作業している。

※　評　定

・上記のうち１項目該当すれば　d　（ 減点　５．０点 ）
・上記のうち２項目該当すれば　e　（ 減点　１０．０点 ）

| | | |
|---|---|---|
| □ | □ | 1　現場代理人が現場に常駐しており、且つ工事全体の把握が出来ている。 |
| □ | □ | 2　現場代理人として、監督員への報告を適時及び的確・適切に行っている。 |
| □ | □ | 3　主任技術者又は監理技術者が、現場に常駐（専任）している。 |
| □ | □ | 4　監理技術者が所持する監理技術者資格証が該当資格・有効期限等が適切である。 |
| □ | □ | 5　専門技術者を専任し、配置している。 |
| □ | □ | 6　作業主任者を専任し、配置している。 |
| □ | □ | 7　主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 |
| □ | □ | 8　施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって 工事を進めている。 |
| □ | □ | 9　施工計画や工事工程を把握し、出来形及び 品質管理等の施工管理並びに資料の作成・整理に主体的に関わっている。 |
| □ | □ | 10　契約書・設計図書等をよく理解し、現場に反映して工事を行っている。 |
| □ | □ | 11　設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は、書面で適切に対応している。 |
| □ | □ | 12　下請負業者の施工体制並びに施工状況を把握し、適切な指導・調整を実施している。 |
| □ | □ | 13　「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。 又は指摘事項に対する改善が、速やかに（次回のチェックまでに）実施された。 |
| □ | □ | 14　その他　理由： |

| 対象数（ア） | 評価数（イ） |
|---|---|
| （ 0 ） | （ 0 ） |

※　評　定

評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）

・評価値が90%以上　a　（ 加点　３．０点 ）
・評価値が80%以上 90%未満　b　（ 加点　１．５点 ）
・評価値が60%以上 80%未満　c　（ 加減点　なし ）
・評価値が60%未満　d　（ 減点　５．０点 ）

・評価対象項目が２項目以下の場合は　c　（ 加減点　なし ）

別紙 第１号３　（ 施工管理 ）　　［ 全　工　種 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 施工計画が適切である | 施工計画がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 施工計画がやや不備である | 施工計画が不備である |
| ２ 施工状況 | Ⅰ 施工管理 | | □<br>□<br>□<br>□<br>（ ０ ） | 「評価項目」<br>１　設計書と適合しない箇所があり、監督員が書面で改善請求を行った。<br>２　施工計画書が、工事着手前に提出されていない。<br>３　定められた工事材料の 検査義務を怠り、破壊検査を実施した。<br>４　設計図書に基づく施工上の義務について、監督員が書面で改善指示を行った。<br>※　評　定<br>・上記のうち１項目に該当すれば　d　（ 減点　５．０点 ）<br>・上記のうち２項目以上に該当すれば　e　（ 減点　１０．０点 ） | | | | |
| | | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | １　契約約款第１８条第１項第１号から第５号に係わる照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。<br>２　施工計画書の内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。<br>３　設計図書と現場の施工体制・施工方法・施工内容が一致している。<br>４　設計図書と現場との相違点があった場合、監督員との協議などの必要な対策を書面で指示・通知し、実施している。<br>５　工事材料の使用計画及び調達計画が十分なされ、管理（保管）されている。<br>６　日常の出来形管理が適時、的確に行われている。<br>７　日常の品質管理が適時、的確に行われている。<br>８　立ち会い確認・段階確認の手続きが、書面にて適切に行われている。<br>９　工事打合せ簿が不足無く、整理されている。<br>１０　産業廃棄物処理及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。<br>１１　現場内での整理整頓が、日常的に行われている。<br>１２　使用材料等の品質保証書等及び工事記録写真等が、適切に整理されている。<br>１３　社内検査が、適時、的確・適切に行われている。<br>１４　工事全体で、使用機械・車両等で 低騒音・排出ガス対策機械を使用している。<br>１５　工事現場及び周辺の環境保全に配慮し、適正に施工されている。<br>１６　「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。　又は指摘事項に対する改善が、速やかに（次回のチェックまでに）実施された。 | | | | |
| | | □ | □ | １７　その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）<br>（ ０ ） | 評価数（イ）<br>（ ０ ） | ※　評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）<br>・評価値が90%以上　a　（ 加点　４．０点 ）<br>・評価値が80%以上90%未満　b　（ 加点　２．０点 ）<br>・評価値が60%以上80%未満　c　（ 加減点　なし ）<br>・評価値が60%未満　d　（ 減点　５．０点 ）<br>・評価対象項目が２項目以下の場合は　c　（ 加減点　なし ） | | | | |

別紙 第１号４　（ 工程管理 ）　　［ 全　工　種 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 工程管理が適切である | 工程管理がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 工程管理がやや不備である | 工程管理が不備である |
| 2 施工状況 | Ⅱ 工程管理 | | □ | 「評価項目」<br>1　自主的な工程管理が成されず、監督員が書面で改善指示を行った。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　d　（ 減点　５．０点 ） | | | | | |
| | | | □ | 1　受注者の責により、工事を完成させなかった。（ ただし、改善指示による場合を除く。）<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　e　（ 減点　１０．０点 ） | | | | | |
| | | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | 1　工程に与える要因を 的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。<br>2　フォローアップ等を実施し、適時工程の管理を行っている。<br>3　現場条件の変化への対応が積極的且つ その処理が迅速で、また地元調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行った。<br>4　時間制限・片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。<br>5　工事の進捗状況を早める為の 取り組みを行っている。<br>6　適切な工程管理を行い、工期内に全ての完成書類等を提出し受領・受理された。<br>7　計画工程以外の時間外作業（日・祝日の施工作業及び夜間・深夜・早朝の施工作業）が、ほとんど無い。<br>8　「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。　又は指摘事項に対する改善が、速やかに(次回のチェックまでに)実施された。 | | | | | |
| | | □ | □ | 9　その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | ※　評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）<br>・評価値が90%以上　a　（ 加点　４．０点 ）<br>・評価値が80%以上90%未満　b　（ 加点　２．０点 ）<br>・評価値が60%以上80%未満　c　（ 加減点　なし ）<br>・評価値が60%未満　d　（ 減点　５．０点 ）<br>・評価対象項目が２項目以下の場合は　c　（ 加減点　なし ） | | | | | |

別紙 第１号５　（ 安全対策 ）　　［ 全　工　種 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 安全対策を適切に行った | 安全対策をほぼ適切に行った | 他の事項に該当しない | 安全対策がやや不備である | 安全対策が不備である |
| 2 施工状況 | Ⅲ 安全対策 | | □ | 「評価項目」 | | | | | |
| | | | | 1 安全対策に関する現場管理又は防災対策が不適切で、監督員が書面で改善指示を行った。<br>※ 評　定<br>・上記に該当すれば | | | | d （減点　５．０点） | |
| | | | □ | 1 安全対策の不備により、重大な災害等を受けた。<br>※ 評　定<br>・上記に該当すれば | | | | | e （減点　１０．０点） |
| | | □ | □ | 1 災害防止（工事安全）協議会等を設置して月に１回以上活動し、その活動記録が整備されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 2 安全教育・訓練 等を月に４時間以上適時・的確に実施し、その各記録が整備されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 3 安全巡視・安全ミーティング・危険防止訓練等を実施し、その各記録が整備されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 4 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、その記録が整備されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 5 過積載防止に 積極的に取り組んでいる。 | | | | | |
| | | □ | □ | 6 仮設工の点検及び管理が、適切に行われている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 7 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき、実施している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 8 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に 積極的に取り組んでいる。 | | | | | |
| | | □ | □ | 9 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、且つ関係者に是正報告している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 10 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。　又は指摘事項に対する改善が、速やかに(次回のチェックまでに)実施された。 | | | | | |
| | | □ | □ | 11 その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（０） | 評価数（イ）（０） | ※ 評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）<br>・評価値が90%以上<br>・評価値が80%以上90%未満<br>・評価値が60%以上80%未満<br>・評価値が60%未満<br>・評価対象項目が２項目以下の場合は | | | | a （加点　５．０点）<br>b （加点　２．５点）<br>c （加減点　なし）<br>d （減点　５．０点）<br>c （加減点　なし） | |

別紙 第１号６　（ 対外関係 ）　　［ 全　工　種 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 対外関係が適切であった | 対外関係がほぼ適切であった | 他の事項に該当しない | 対外関係がやや不備である | 対外関係が不備である |
| ２ 施工状況 | Ⅳ 対外関係 | | □<br>□ | 「評価項目」<br>1　受注者の対応による苦情が多い。　又は対応が悪く、トラブルがあった。<br>2　関係法令に違反する恐れがあった為、監督員から書面で指示を行った。<br>※　評　定<br>・上記項目のいずれかに該当すれば　d　（ 減点　２．５点 ） | | | | | |
| | | | □ | 1　関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかった為、関連工事を含む工事全体の進捗に 支障が生じた。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　e　（ 減点　５．０点 ） | | | | | |
| | | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | 1　工事施工にあたり、関係機関との調整を適時・適切に行い、トラブルの発生が無い。<br>2　工事施工にあたり、地元との調整を適時・適切に行った。<br>3　第三者からの苦情が無い。　もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。<br>4　隣接工事及び関連工事との調整を図り、相互に協力を行って工事全体の円滑な進捗に寄与している。<br>5　工事の目的及び内容を工事看板などにより、地域住民や通行者等に分りやすく周知している。<br>6　「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。　又は指摘事項に対する改善が、速やかに(次回のチェックまでに)実施された。<br>7　その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）<br>（ ０ ） | 評価数（イ）<br>（ ０ ） | ※　評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）<br>・評価値が90%以上　a　（ 加点　２．０点 ）<br>・評価値が80%以上90%未満　b　（ 加点　１．０点 ）<br>・評価値が60%以上80%未満　c　（ 加減点　なし ）<br>・評価値が60%未満　d　（ 減点　２．５点 ）<br>・評価対象項目が２項目以下の場合は　c　（ 加減点　なし ） | | | | | |

別紙 第１号７　（ 出来形 ）

## ［ 建　築　全　般 ］

（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 出来形管理が適切である | 出来形管理がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 出来形管理がやや不備である | 出来形管理が不備である |
| ３ 出来形・品質及び出来栄え | Ⅰ 出来形<br>建築全般 | | □ | 「評価項目」<br>1　監督員が、書面で改善指示を行った。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　d　（ 減点　２．５点 ） | | | | | |
| | | | □ | 1　契約約款第１７条第２項，第３項に基づき、破壊検査を実施した。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　e　（ 減点　５．０点 ） | | | | | |
| | | □ | □ | 1　基礎・地中梁等において、寸法が 設計図書のとおり施工されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 2　基礎杭において、杭芯のズレ・施工長さ及び施工精度が確認できる。 | | | | | |
| | | □ | □ | 3　躯体（柱・梁・壁・床）の配筋状態・溶接及び金物等が、設計図書のとおり施工されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 4　躯体（柱・梁・壁・床）の寸法が、設計図書のとおり施工されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 5　躯体（柱・梁・壁・床）のコンクリート打設寸法が、設計図書のとおり施工されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 6　躯体（柱・梁・壁・床）のコンクリートの打ち上がり状態が良く、コールドジョイント及びジャンカが少ない。 | | | | | |
| | | □ | □ | 7　躯体（柱・梁・壁・床）型枠内の清掃が行き届いており、梁・スラブ・壁内に鋸くず、ゴミ等が 無い。 | | | | | |
| | | □ | □ | 8　躯体（柱・梁・壁・床）における鉄骨のボルトの締め付けが、設計図書のとおり施工できている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 9　躯体（柱・梁・壁・床）において、鉄骨の立て入れ精度試験結果が 良好である。 | | | | | |
| | | □ | □ | 10　躯体（屋根・防水）の面積及び数量等が、設計図書のとおり施工できている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 11　外壁材において、施工部位及び 面積が設計図書のとおり施工できている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 12　内外建具において、箇所・寸法・ガラス厚及び 留め材等が設計図書のとおり施工できている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 13　間仕切り・内装において、施工部位及び面積が設計図書のとおり施工できている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 14　舗装・植栽において、延長・面積・樹種 及び本数等が設計図書のとおり施工できている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 15　外壁改修において、設計数量と実施数量が把握され、それを示す資料があった。 | | | | | |
| | | □ | □ | 16　付帯機械設備において、配管・風道・器具及び機器が設計図書のとおり施工できている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 17　付帯電気設備において、配管・配線・器具及び機器が設計図書のとおり施工できている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 18　出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 | | | | | |
| | | □ | □ | 19　出来形測定において、不可視部分の出来形を施工区分ごとに 適切に写真撮影している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 20　解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 | | | | | |
| | | □ | □ | 21　その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | ※　評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） | | | | | |
| | | | | ・評価値が90%以上 | a　（ 加点　４．０点 ） | | | | |
| | | | | ・評価値が80%以上90%未満 | b　（ 加点　２．０点 ） | | | | |
| | | | | ・評価値が60%以上80%未満 | c　（ 加減点　なし ） | | | | |
| | | | | ・評価値が60%未満 | d　（ 減点　２．５点 ） | | | | |
| | | | | ・評価対象項目が２項目以下の場合は | c　（ 加減点　なし ） | | | | |

別紙 第１号８　（ 出来形 ）

## ［ 機 械 設 備 ・ 電 気 設 備 ］

（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 出来形管理が適切である | 出来形管理がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 出来形管理がやや不備である | 出来形管理が不備である |
| ３ 出来形・品質及び出来栄え | Ⅰ 出来形 | | □ | 「評価項目」 | | | | | |
| | | | | 1 監督員が、書面で改善指示を行った。 | | | | | |
| | | | | ※ 評 定 | | | | | |
| | | | | ・上記に該当すれば | | | | d | （ 減点 ２．５点 ） |
| | 機械設備・電気設備 | | □ | 1 契約約款第１７条第２項，第３項に基づき、破壊検査を実施した。 | | | | | |
| | | | | ※ 評 定 | | | | | |
| | | | | ・上記に該当すれば | | | | e | （ 減点 ５．０点 ） |
| | | | | 【 機械・電気 共通 】 | | | | | |
| | | □ | □ | 1 設備の据付及び機器機材の固定方法が、設計図書・各仕様書等又は承認図通りに施工されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 2 据付・固定・接合に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図など工夫している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 3 設備全般に亘って形状及び寸法の実測値が、許容範囲内である。 | | | | | |
| | | □ | □ | 4 配管及び配線の施工が、設計図書・各仕様書等又は承認図書通りに敷設している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 5 配管及び配線の支持（吊り）及び固定間隔等や絶縁抵抗等について、設計図書・各仕様書等の仕様を満足している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 8 設計図書等で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 9 測定機器のキャリブレーションを 定期的に実施している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 10 行先・種別等を表示した名札が、配管やケーブル等に分り易く堅固に取付・貼付している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 11 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記載され、適切に管理している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 12 不可視部分の出来形を、施工区分ごとに適切に写真撮影している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 13 設計図書に定められている予備品に、不足が無い。 | | | | | |
| | | □ | □ | 14 社内の管理基準に基づき、管理している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 15 その他 理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | ※ 評 定 | | | | | |
| | | | | 評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） | | | | | |
| | | | | ・評価値が90%以上 | | | | a | （ 加点 ４．０点 ） |
| | | | | ・評価値が80%以上90%未満 | | | | b | （ 加点 ２．０点 ） |
| | | | | ・評価値が60%以上80%未満 | | | | c | （ 加減点 なし ） |
| | | | | ・評価値が60%未満 | | | | d | （ 減点 ２．５点 ） |
| | | | | ・評価対象項目が２項目以下の場合は | | | | c | （ 加減点 なし ） |

別紙 第１号９　（ 出来形 ）　　［出　来　形　判　定　表］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目<br>細　別 | 工　種 | チェック欄<br>対象 | チェック欄<br>評価 | 評価結果 | a<br>出来形管理が適切である | b<br>出来形管理がほぼ適切である | c<br>他の事項に該当しない | d<br>出来形管理がやや不備である | e<br>出来形管理が不備である |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３ 出来形・品質及び出来栄え<br><br>Ⅰ 出来形 | （主たる工種が一工種の場合は①に、複数の工種の場合は①、②に二工種まで記載し判定する） | | | 主たる工種別に「 別紙第１号７」～「別紙 第１号８」の評定表を用い、それぞれの対象数及び評価数を合計し、評価値を算出して下記により評定を行う。 | | | | | |

| | 評 価 対 象 工 種 | 対象数（ア） | 評価数（イ） | 評定 |
|---|---|---|---|---|
| ① | | | | |
| ② | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合　計 | | | |

総合判定

※ 評　　定
評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）

・評価値が90%以上　　a　（ 加点　４．０点 ）
・評価値が80%以上90%未満　　b　（ 加点　２．０点 ）
・評価値が60%以上80%未満　　c　（ 加減点　なし ）
・評価値が60%未満　　d　（ 減点　２．５点 ）

**・評価対象項目が、それぞれの工種について２項目以下の場合は　　c　（ 加減点　なし ）**

**※評価対象工種・評定及び総合判定はリストの中から入力すること。**

**対象数（ア）・評価数（イ）は手入力すること。**

別紙 第１号１０　（ 品 質 ）　　［ 建 築 工 事 ・ 新 築 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 品質管理が適切である | 品質管理がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 品質管理がやや不備である | 品質管理が不備である |
| ３ 出来形・品質及び出来栄え | Ⅱ 品　質 | | □ | 「評価項目」 | | | | | |
| | | | | 1　監督員が、書面で改善指示を行った。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば | | | | d | （ 減点　２．５点 ） |
| | 建築工事<br>新築 | | □ | 1　契約約款第１７条第２項，第３項に基づき、破壊検査を実施した。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば | | | | e | （ 減点　５．０点 ） |
| | | | | （躯体工事） | | | | | |
| | | □ | □ | 1　品質管理方法が明確で、品質確保に創意工夫がある。 | | | | | |
| | | □ | □ | 2　施工計画書に定められた 品質計画により、管理している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 3　材料の品質証明が、適切である。 | | | | | |
| | | □ | □ | 4　受注者の品質計画による品質管理記録が、整備している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 5　施工の品質・形状が適切で、良好な施工である。 | | | | | |
| | | □ | □ | 6　不可視部分の写真記録に関して、施工区分ごとに適切に整理している | | | | | |
| | | | | （仕上工事） | | | | | |
| | | □ | □ | 7　品質管理方法が 明確で、品質確保に創意工夫がある。 | | | | | |
| | | □ | □ | 8　施工計画書に定められた品質計画により、管理している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 9　材料の品質証明が、適切である。 | | | | | |
| | | □ | □ | 10　受注者の品質計画による品質管理記録が、整備している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 11　施工の品質・形状が 適切で、良好な施工である。 | | | | | |
| | | □ | □ | 12　その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | ※　評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） | | | | | |
| | | | | ・評価値が90%以上 | | | | a | （ 加点　５．０点 ） |
| | | | | ・評価値が80%以上90%未満 | | | | b | （ 加点　２．５点 ） |
| | | | | ・評価値が60%以上80%未満 | | | | c | （ 加減点　なし ） |
| | | | | ・評価値が60%未満 | | | | d | （ 減点　２．５点 ） |
| | | | | ・評価対象項目が２項目以下の場合は | | | | c | （ 加減点　なし ） |

別紙 第１号１１　（ 品 質 ）　　［ 建 築 工 事 ・ 改 修 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 品質管理が適切である | 品質管理がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 品質管理がやや不備である | 品質管理が不備である |
| ３ 出来形・品質及び出来栄え | Ⅱ 品　質<br>建築工事<br>改修 | | □ | 「評価項目」<br>１　監督員が、書面で改善指示を行った。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば | | | | d | （ 減点　２．５点 ） |
| | | | □ | １　契約約款第１７条第２項，第３項に基づき、破壊検査を実施した。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば | | | | e | （ 減点　５．０点 ） |
| | | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | １　品質管理方法が、明確である。<br>２　施工計画書に定められた品質計画により、管理している。<br>３　材料の品質証明が、適切である。<br>４　受注者の品質計画による品質管理記録が、整備している。<br>５　品質・形状が適切で、良好な施工である。<br>６　その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | ※　評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） | | | | | |
| | | | | ・評価値が90%以上 | | | | a | （ 加点　５．０点 ） |
| | | | | ・評価値が80%以上90%未満 | | | | b | （ 加点　２．５点 ） |
| | | | | ・評価値が60%以上80%未満 | | | | c | （ 加減点　なし ） |
| | | | | ・評価値が60%未満 | | | | d | （ 減点　２．５点 ） |
| | | | | ・評価対象項目が２項目以下の場合は | | | | c | （ 加減点　なし ） |

別紙 第１号１２　（ 品 質 ）　　［ 機 械 設 備 ・ 電 気 設 備 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 品質管理が適切である | 品質管理がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 品質管理がやや不備である | 品質管理が不備である |
| ３ 出来形・品質及び出来栄え | Ⅱ 品　質<br>機械設備<br>・<br>電気設備 | | □ | 「評価項目」<br>1　監督員が、書面で改善指示を行った。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　d　（ 減点　２．５点 ） | | | | | |
| | | | □ | 1　契約約款第１７条第２項，第３項に基づき、破壊検査を実施した。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　e　（ 減点　５．０点 ） | | | | | |
| | | | | 【 機械・電気　共通 】 | | | | | |
| | | □ | □ | 1　機器等の製作着手前に、品質確保や性能確保に係る技術検討を実施している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 2　単体時における設備・機器の機能及び性能が、設計図書・仕様書等の仕様を満足している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 3　材料・部品の品質照合に関する書類（現物照合）内容が、設計図書・仕様書等の仕様を満足している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 4　設計図書・仕様書等の仕様を踏まえて関連・関係工事と協議済みの詳細設計を行い、承認図として提出している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 5　溶接管理基準の品質管理項目について、規格値を満足している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 6　塗装管理基準の品質管理項目について、規格値を満足している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 7　配管・小配管・ダクト等の敷設及び弁類等の据付け及び鋼製加工品・基礎工の製作が、承認図や施工計画書に明記された施工手順に沿って実施され、不具合が無い。 | | | | | |
| | | □ | □ | 8　操作制御盤設備について、操作スイッチ・表示灯や安全（保護）装置が、承認図等に従って操作性に優れた配置になっている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 9　電線・ケーブルの敷設及び電線管の敷設及びBOX類の据付け及び鋼製加工品・基礎工の製作が、承認図や施工計画書に明記された施工手順に沿って実施され、不具合が無い。 | | | | | |
| | | □ | □ | 10　コンクリート二次製品を含む配合試験が実施され、試験成績書にまとめている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 11　平時におけるバルブ類の開閉状態を示すラベルなどが、見やすい状態で表示している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 12　平時における運転適用の範囲が、機器類に見やすく表示している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 13　回転部や高温部等の危険個所に注意喚起の表示、又は防護措置を実施している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 14　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 | | | | | |
| | | □ | □ | 15　現地状況を勘案し、施工方法等について提案・改善を行うなど、積極的に取り組んでいる。 | | | | | |
| | | □ | □ | 16　操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足していると共に、必要な安全装置及び保護装置の良好な作動状況が確認できる。 | | | | | |
| | | □ | □ | 17　試験運転時に設備・機器の機能及び性能が、承認図のとおり確保されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 18　現場での条件・状況によって、機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合は、工場試験などで確認している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 19　設備・機器本体の品質及び機能・性能が設計図書・仕様書等を満足して、判読し易いよう試験成績書にまとめている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 20　設備・機器機材の据付及び固定に関する各確認試験を実施し、その試験結果が事前に提出された強度計算書・耐震計算書をを満足して、判読し易いよう試験成績書にまとめている。 | | | | | |

別紙 第１号１２　（ 品 質 ）　　［ 機 械 設 備 ・ 電 気 設 備 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 品質管理が適切である | 品質管理がほぼ適切である | 他の事項に該当しない | 品質管理がやや不備である | 品質管理が不備である |
| | | □ | □ | 21 | 設備・機器全体についての取扱説明書を工夫して作成している。（修繕・改造・更新工事を実施した場合は、修正している。） | | | | |
| | | □ | □ | 22 | 設備・機器の構造並びに配置状況において、点検や部品（消耗品含む）等の交換作業が容易にできるよう工夫している。 | | | | |
| | | □ | □ | 23 | 設備・機器の総合調整が事前に作成された「総合調整計画書」に基づいて実施し、報告書を遅滞なく提出している。<br>そして、その調整結果報告が設計図書の仕様を満足している。 | | | | |
| | | □ | □ | 24 | 完成図書（取扱説明書）に、定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 | | | | |
| | | □ | □ | 25 | その他　理由： | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | | ※ 評　　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） | | | | |
| | | | | | ・評価値が90%以上 | | | a | （ 加点　５．０点 ） |
| | | | | | ・評価値が80%以上90%未満 | | | b | （ 加点　２．５点 ） |
| | | | | | ・評価値が60%以上80%未満 | | | c | （ 加減点　なし ） |
| | | | | | ・評価値が60%未満 | | | d | （ 減点　２．５点 ） |
| | | | | | ・評価対象項目が２項目以下の場合は | | | c | （ 加減点　なし ） |

別紙 第１号１３　（ 品 質 ）　［ 品 質 判 定 表 ］　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 細 別 | 工 種 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 品質管理が適切である | 品質管理がほぼ適切である | 他の事項に 該当しない | 品質管理がやや不備である | 品質管理が不備である |

| 考査項目 細 別 | 工 種 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 |
|---|---|---|---|
| ３ 出来形・品質及び出来栄え<br>Ⅱ 品 質 | （主たる工種が一工種の場合は①に、複数の工種の場合は①、②に二工種まで記載し判定する） | | |

主たる工種別に「別紙第１号１０」～「別紙第１号１２」の評定表を用い、それぞれの対象数及び評価数を合計し、評価値を算出して下記により評定を行う。

| | 評 価 対 象 工 種 | 対象数（ア） | 評価数（イ） | 評定 |
|---|---|---|---|---|
| ① | | | | |
| ② | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合 計 | | | |

総合判定

※ 評　定
評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア）

・評価値が90%以上　a　（ 加点　５．０点 ）
・評価値が80%以上90%未満　b　（ 加点　２．５点 ）
・評価値が60%以上80%未満　c　（ 加減点　なし ）
・評価値が60%未満　d　（ 減点　２．５点 ）

**・評価対象項目が、それぞれの工種について２項目以下の場合は　c　（ 加減点　なし ）**

**※評価対象工種・評定及び総合判定はリストの中から入力すること。**
**対象数（ア）・評価数（イ）は手入力すること。**

別紙 第１号１４　（ 創意工夫 ）　　［ 全　　工　　種 ］　　（ 評定者：監督員 ）

| 考査項目 | ﾁｪｯｸ欄 | 技術力 キーワード一覧表 |
|---|---|---|
| **5 創意工夫** | | ［施工関係］ |
| | □ | 1　施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は設備据付け後の試運転調整に関する工夫。 |
| | □ | 2　コンクリート二次製品の利用などの代替材の利用に関する工夫。 |
| | □ | 3　土工・地盤改良・橋梁架設・舗装・コンクリート打設等の施工に関する工夫。 |
| | □ | 4　部材並びに 機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法に関する工夫。 |
| | □ | 5　設備工事で、加工・組立 又は電気工事の配線や配管等に関する工夫。 |
| | □ | 6　給排水工事や衛生設備工事等における配管、又はポンプ類の凍結防止や配管の接続等に関する工夫。 |
| | □ | 7　照明・視界の確保に関する工夫。 |
| | □ | 8　仮排水・仮道路・迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 |
| | □ | 9　運搬車両・施工機械等に関する工夫。 |
| | □ | 10　支保工・型枠工・足場工及び仮桟橋・覆工板・山留め等の仮設工に関する工夫。 |
| | □ | 11　盛土の締固め度や杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 |
| | □ | 12　施工計画書の作成や写真の管理等に関する工夫。 |
| | □ | 13　出来形又は品質の計測・集計・管理図等に関する工夫。 |
| | □ | 14　施工管理ソフト・土量管理システム等の活用に関する工夫。 |
| | □ | 15　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 |
| | □ | 16　特殊な工法や材料を用いた工事。 |
| | □ | 17　優れた 技術力又は能力として評価する技術を要した工事。 |
| | | ［品質関係］ |
| | □ | 18　集計ソフト等の活用と工夫 |
| | □ | 19　土工・設備・電気の品質向上に関する工夫。 |
| | □ | 20　コンクリートの材料・打設・養生に関する工夫。 |
| | □ | 21　鉄筋・ＰＣケーブル・コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 |
| | □ | 22　配筋・溶接作業等に関する工夫。 |
| | | ［安全衛生関係］ |
| | □ | 23　建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 |
| | □ | 24　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。　（落下物対策，墜落・転落対策，挟まれ対策，注意喚起看板，立入禁止柵，手摺り，足場等） |
| | □ | 25　安全教育や技術向上講習会及び安全パトロール 等に関する工夫。 |
| | □ | 26　現場事務所・労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 |
| | □ | 27　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 |
| | □ | 28　一般車両突入時の被害軽減方策、又は一般交通の安全確保に関する工夫。 |
| | □ | 29　厳しい作業環境の改善に関する工夫。 |
| | □ | 30　環境保全に関する工夫。 |
| **評価済** | | ［その他］ |
| □ | □ | 31　その他　： |
| | □ | 32　その他　： |
| | □ | 33　その他　： |
| | 0 | |

| 記述評価 | 【 創意工夫の詳細評価 】工夫内容及び具体的な内容を記載 | ※ 評 定 点 |
|---|---|---|
| ☑ を付した 評価内容を 詳細に 記述 | | |

※１　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※２　評価は各項目において、✔点が１つ付されれば【１点】で評価し、【最大７点】の加点評価とする。

※３　上記の考察項目の他に評価する企業の工夫があれば、その他に具体的に内容を記載して加点する。

# 工 事 成 績 採 点 表

| 施工年度 | 年度 | 工事執行番号 | 第　　号 | 検査執行通知番号 | 第　　号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 工 事 名 | | | | | |
| 工事場所 | | | | | |
| 請負業者 | | 請 負 金 額 | | | |
| 契約工期 | 年　月　日 ～　年　月　日 | 完成検査年月日 | 年　月　日 | | |
| 完成年月日 | 年　月　日 | 手直し検査年月日 | 年　月　日 | | |

| 項目 | 細別 | | ① 監督員 | | | | | ② 総括監督員 | | | | | ③ 検査員（完成） | | | | | 細目別評定点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 職<br>氏名 | | | | | 職<br>氏名 | | | | | 職<br>氏名 | | | | | |
| | | | a | b | c | d | e | a | b | c | d | e | a | b | c | d | e | 採　点 |
| | | | 評価 | | | | 評点 | 評価 | | | | 評点 | 評価 | | | | 評点 | 基準点 |
| 1 施工体制 | Ⅰ | 施工体制<br>一　般 | 1 | 0.5 | 0 | -5 | -10 | | | | | | | | | | | ／(3.3) |
| | | | | ×0.4 +2.9= | | | | | | | | | | | | | | |
| | Ⅱ | 配置技術者 | 3 | 1.5 | 0 | -5 | -10 | | | | | | | | | | | ／(4.1) |
| | | | | ×0.4 +2.9= | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 施工状況 | Ⅰ | 施工管理 | 4 | 2 | 0 | -5 | -10 | | | | | | 5 | 2.5 | 0 | -7.5 | -15 | ／(13.0) |
| | | | | ×0.4 +2.9= | | | | | | | | | | ×0.4 +6.5= | | | | |
| | Ⅱ | 工程管理 | 4 | 2 | 0 | -5 | -10 | 6 | 3 | 0 | -7.5 | -15 | | | | | | ／(8.9) |
| | | | | ×0.4 +2.9= | | | | | ×0.2 +3.2= | | | | | | | | | |
| | Ⅲ | 安全対策 | 5 | 2.5 | 0 | -5 | -10 | 6 | 3 | 0 | -7.5 | -15 | | | | | | ／(9.4) |
| | | | | ×0.4 +2.9= | | | | | ×0.2 +3.3= | | | | | | | | | |
| | Ⅳ | 対外関係 | 2 | 1 | 0 | -2.5 | -5 | | | | | | | | | | | ／(3.7) |
| | | | | ×0.4 +2.9= | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 出来形・出来栄え・品質及び | Ⅰ | 出 来 形 | 4 | 2 | 0 | -2.5 | -5 | | | | | | 10 | 5 | 0 | -10 | -20 | ／(14.9) |
| | | | | ×0.4 +2.8= | | | | | | | | | | ×0.4 +6.5= | | | | |
| | Ⅱ | 品　　質 | 5 | 2.5 | 0 | -2.5 | -5 | | | | | | 15 | 7.5 | 0 | -12.5 | -25 | ／(17.4) |
| | | | | ×0.4 +2.9= | | | | | | | | | | ×0.4 +6.5= | | | | |
| | Ⅲ | 出来栄え | | | | | | | | | | | 5 | 2.5 | 0 | -5 | - | ／(8.5) |
| | | | | | | | | | | | | | | ×0.4 +6.5= | | | | |
| 4 工事特性<br>（施工条件等への対応） | | | | | | | | （加点） 0 ～ +20 点 | | | | | | | | | | ／(7.3) |
| | | | | | | | | - | | ×0.2 +3.3= | | | | | | | | |
| 5 創意工夫 | | | （加点） 0 ～ +7 点 | | | | | | | | | | | | | | | ／(5.7) |
| | | | - | | ×0.4 +2.9= | | | | | | | | | | | | | |
| 6 地域への貢献度等 | | | | | | | | （加減点） 0 ～ +3 点 | | | | | | | | | | ／(3.8) |
| | | | | | | | | - | | ×0.2 +3.2= | | | | | | | | |
| **評定点計** | | | | | | | | | | | | | | | | | | ／(100) |
| 7 法令遵守等 | | | | | | | | （減点） −20 ～ 0 点 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | - | | × 1.0 = | | | | | | | | |
| **評定点合計** | | | | | | | | | | | | | | | | | | ／(100) |
| **所　　見** | | | （監督員） | | | | | （総括監督員） | | | | | （検査員） | | | | | |

備 考

1 検査員ファイルと 監督員ファイルは **同一フォルダー内**に置き、**先に検査員ファイルを開いてから 監督員ファイル**を 開いて下さい。

2 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

工事成績評定 考査項目別 運用表 【 総括 監督員用 】

別紙 第２号１　（ 工程管理 ）　　［ 全　　工　　種 ］　　（ 評定者：総括監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 工程管理が非常に優れている | 工程管理がやや優れている | 他の事項に該当しない | 工程管理がやや不備である | 工程管理が不備である |
| **２ 施工状況** | Ⅱ 工程管理 | ＼ | □ | 「評価項目」 | | | | | |
| | | | | 1　受注者の責により、工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く ）<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　e　（ 減点　１５．０点 ） | | | | | |
| | | □ | □ | 1　隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れやトラブルを発生させることなく工事を完成させた。 | | | | | |
| | | □ | □ | 2　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 | | | | | |
| | | □ | □ | 3　工程管理を適切に実施したことにより、計画工程以外の時間外作業の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 | | | | | |
| | | □ | □ | 4　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 | | | | | |
| | | □ | □ | 5　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 | | | | | |
| | | □ | □ | 6　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 | | | | | |
| | | □ | □ | 7　その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | ※　評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） | | | | | |
| | | | | ・評価値が90%以上 | a | （ 加点　６．０点 ） | | | |
| | | | | ・評価値が80%以上90%未満 | b | （ 加点　３．０点 ） | | | |
| | | | | ・評価値が60%以上80%未満 | c | （ 加減点　なし ） | | | |
| | | | | ・評価値が60%未満 | d | （ 減点　７．５点 ） | | | |
| | | | | ・評価対象項目が２項目以下の場合は | c | （ 加減点　なし ） | | | |

別紙 第２号２　（ 安全対策 ）　　[ 全　　工　　種 ]　　（ 評定者：総括監督員 ）

| 考査項目 | 細　別 | チェック欄 対象 | チェック欄 評価 | 評価結果 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 安全対策が非常に優れている | 安全対策がやや優れている | 他の事項に 該当しない | 安全対策がやや不備である | 安全対策が不備である |
| **２ 施工状況** | Ⅲ 安全対策 | | □ | 「評価項目」 | | | | | |
| | | | | 1　安全管理の不備により、重大な災害等を受けた。<br>※　評　定<br>・上記に該当すれば　e　（ 減点　１５．０点 ） | | | | | |
| | | □ | □ | 1　建設労働災害及び公衆災害（死傷・物損）防止に向けた取り組みが、顕著であった。 | | | | | |
| | | □ | □ | 2　安全衛生管理体制（安全衛生組織）を整備し、組織的に取り組んだ。 | | | | | |
| | | □ | □ | 3　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 | | | | | |
| | | □ | □ | 4　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 | | | | | |
| | | □ | □ | 5　安全協議会活動に 積極的に取り組んだ。 | | | | | |
| | | □ | □ | 6　安全職場実現への取り組みが、地域から評価されている。 | | | | | |
| | | □ | □ | 7　安全管理に関する各種看板・施設等が設置され、工事関係者以外にも注意を喚起している。 | | | | | |
| | | □ | □ | 8　その他　理由： | | | | | |
| | | 対象数（ア）（ ０ ） | 評価数（イ）（ ０ ） | ※　評　定<br>評価値（%）＝ 評価数（イ）／ 対象数（ア） | | | | | |
| | | | | ・評価値が90%以上 | a | （ 加点　６．０点 ） | | | |
| | | | | ・評価値が80%以上90%未満 | b | （ 加点　３．０点 ） | | | |
| | | | | ・評価値が60%以上80%未満 | c | （ 加減点　なし ） | | | |
| | | | | ・評価値が60%未満 | d | （ 減点　７．５点 ） | | | |
| | | | | ・評価対象項目が２項目以下の場合は | c | （ 加減点　なし ） | | | |

別紙 第２号３　（ 工事特性 ）　［ 全　　工　　種 ］　（ 評定者：総括監督員 ）

| 考査項目 | ﾁｪｯｸ欄 | 技術力 キーワード一覧表 | 【 事例 】 具体的な 評価技術力項目 及び 工事事例 |
|---|---|---|---|
| **４ 工事特性**<br>**ｷｰﾜｰﾄﾞ評価**<br><br>Ⅰ 施工条件等への 対応 | □<br>□<br>□<br><br><br><br><br><br>0 | **［ 施工規模の 大きさへの対応 ］**<br>1 対象構造物の高さ・延長・施工（断）面積・施工深度等の規模が、特殊な工事<br>2 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事<br>3 その他<br>理由：<br><br>※上記の対応事項に、１つ以上該当すれば<br>【 ４点 】の 加点とする。<br><br>**点** | **【 1. について 】**<br>◇ 切土・盛土工：Ｖ＞15万m³、◇ 護岸・築堤高：Ｈ＞10m、◇ トンネル（シールド）：φ＞10m<br>◇ ダム用水門：設計水深＞25m、◇ 樋門・樋管：Ａ＞15㎡、◇ 揚排水機場：φ＞2000㎜<br>◇ 堰・水門：最大径間長25m以上、又は径間数３径間以上、又は50㎡／門以上<br>◇ トンネル（開削）：Ｈ＞20m、◇ トンネル（NATM）内空断面積：Ａ＞85㎡<br>◇ トンネル（沈埋工法）：Ａ＞300㎡、◇ 海岸砂防・護岸・突堤・離岸堤：水深Ｈ＞10m、<br>◇ 浚渫工：Ｖ＞100万m³、◇ 地滑り防止工：Ｗ＞100m又はＬ＞150m、◇ 流路工：Ｑ＞500m³<br>◇ 砂防ダム：Ｈ＞30m、◇ ダム高：Ｈ＞150m、◇ 転流トンネル：Ｑ＞400m³／ｓ<br>◇ 橋梁下部工高さ：Ｈ＞30m、◇ 橋梁上部工最大支間長Ｌ＞100m、◇ 建物延べ面積：Ａ＞5000㎡<br>◇ 建物高さ：Ｈ＞30m、◇ 建物階数：Ｆ＞地上１０階又は地下２階、◇ 天井高・階高：Ｈ＞12m<br>**【 2. について 】**<br>◇ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。<br>◇ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事 又は 河道内の流水部における橋脚の撤去工事。<br>◇ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。<br>**【 3. について 】**<br>◇ その他構造物固有の難しさへの対応が、特に必要な工事。<br>◇ その他技術固有の難しさへの対応が、特に必要な工事。<br>◇ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事 |
| | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br><br><br><br><br><br>0 | **［ 都市部等の 作業環境，社会条件への対応 ］**<br>4 地盤の変形及び近接構造物・地中埋設物への影響に配慮する工事<br>5 周辺環境条件により、作業条件・工程等に大きな影響を受ける工事<br>6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事<br>7 現道上での交通規制に大きく影響する工事<br>8 緊急時に対応が、特に必要な工事<br>9 施工箇所が、広範囲にわたる工事<br>10 その他<br>理由：<br><br>※上記の対応事項に、１つ以上 該当すれば<br>【 ６点 】の 加点とする。<br><br>**点** | **【 4. について 】**<br>◇ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。<br>◇ 市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事。<br>◇ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。<br>**【 5. について 】**<br>◇ ガス管・水道管・電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。<br>◇ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。<br>◇ その他各種制約があり、施工において特に厳しい制限を受けた工事。<br>**【 6. について 】**<br>◇ 市街地での夜間工事。<br>◇ ＤＩＤ地区で特に細心の注意が必要な工事。<br>**【 7. について 】**<br>◇ 日交通量が概ね１万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事。<br>◇ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行う為の規制標識の設置撤去を日々実施した工事。<br>**【 8. について 】**<br>◇ 緊急時の作業があり、その作業に全てに対応した工事。<br>**【 9. について 】**<br>◇ 作業現場が広範囲に分布している工事。<br>**【 10. について 】**<br>◇ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。<br>◇ その他周辺環境又は社会条件への対応が、特に必要な工事 |

別紙 第２号３　（ 工事特性 ）　［ 全　　工　　種 ］　（ 評定者：総括監督員 ）

| 考査項目 | ﾁｪｯｸ欄 | 技術力 キーワード一覧表 | 【 事例 】 具体的な 評価技術力項目 及び 工事事例 |
|---|---|---|---|
| 評価済 □ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br><br><br><br><br>0 | **［ 厳しい自然・地盤条件への対応 ］**<br>11　特殊な地盤条件への対応が必要な工事<br>12　雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件に、影響が大きな工事<br>13　急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事用道路<br>14　動植物等の自然環境の保全に、特に配慮しなければならない工事<br>15　その他<br>理由：<br><br>※上記の対応事項に、１つ以上 該当すれば<br>【 ４点 】の 加点とする。<br><br>**点** | **【 11. について 】**<br>◇ 河川内の橋脚工事において、地下水位が高くウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留め等が必要な工事。<br>◇ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎ごとに地質調査を実施するなど、支持地盤を確認しながら再設計した工事。<br>**【 12. について 】**<br>◇ 海域及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や代船を使用する工事。<br>◇ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きい為、作業構台等を設置した工事。<br>**【 13. について 】**<br>◇ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。 もしくは、命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く）<br>◇ 斜面上又は地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。<br>◇ 土石流危険渓流に 指定された区域内における工事。<br>**【 14. について 】**<br>◇ イヌワシ等の猛禽類など 貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。<br>**【 15. について 】**<br>◇ その他自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。<br>◇ その他災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき事項が認められる工事。 |
| | □<br><br>□<br><br><br><br><br>0 | **［ 長期工事における安全確保への対応 ］**<br>16　12箇月を超える工期で、事故が無く完成した工事<br>（ 全面・一時中止期間は除く ）<br>※但し、文書注意に至らない事故は、除く<br>17　その他<br>理由：<br><br>※上記の対応事項に、１つ以上該当すれば<br>【 ６点 】の 加点とする。<br><br>**点** | |
| | **評価** | | |

**※1　工事特性は、【0点】から【最大20点】の加点評価とする。**
**※2　評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。**

別紙 第２号４　（ 地域への貢献 ）　　［ 全　　工　　種 ］　　（ 評定者：総括監督員 ）

| 考 査 項 目 | 評価 | |
|---|---|---|
| **６ 地域への貢献度 等**<br><br>評価済<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>-16<br><br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br><br>（ ０ ） | 「 評価項目 」<br>**【必須】** 周辺環境への配慮に関して、取り組んでいる。<br>A 騒音に関すること （-6点）<br>B 振動に関すること （-6点）<br>C ＣＯ２排出量削減に関すること(-4点)<br>D 重機等を使用しない小規模工事<br>※評定<br>・Ａ，Ｂ，Ｃすべて✓が入れば、又はＤに✓が入れば　０点　該当しなければ減点とする．<br><br>1 地域が主催するイベントへ積極的に参加するなど、地域とのコミュニケーションを図った。<br>2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図っている。<br>3 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図っている。<br>4 地域社会に密着したゴミ拾いや道路清掃・水路清掃等のボランティア活動へ積極的に参加し、地域に貢献している。<br>5 災害時などにおいて、地域への支援又は行政等との協同による救援活動に協力した。<br>6 その他　理由：<br><br>※ 評定点<br><br>※　評価は、１～６の項目において【1つ✔点が付されれば１点】で評価し、【最大３点】の加点評価とする。 |

**※１　地域への貢献度とは、【工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等】の貢献について加減点評価する。**

**※２　評価においては、受注者から提出された資料を基に判断する。**

別紙 第２号５　（ 法令遵守 ）　［ 全　　工　　種 ］　（ 評定者：総括監督員 ）

| 考 査 項 目 | |
|---|---|
| **7 法令遵守等** | |

| | 措　　置　　内　　容 | 減点数 |
|---|---|---|
| □ | 1. 指名停止３カ月以上 | －２０点 |
| □ | 2. 指名停止２カ月以上３カ月未満 | －１５点 |
| □ | 3. 指名停止１カ月以上２カ月未満 | －１３点 |
| □ | 4. 指名停止２週間以上１カ月未満 | －１０点 |
| □ | 5. 文書注意 | －８点 |
| □ | 6. 口頭注意 | －５点 |
| □ | 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、その過失が軽微なため口頭注意以上の処分が無かった場合<br>（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。） | －３点 |
| □ | 該当なし（減点なし） | |

評　点

① 本評価項目で評価する事例は、当該工事を請負った後に「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容（工事名，工期，施工場所等）を履行することである。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人，監理技術者，主任技術者，受注者の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【 上記で評価する事項 】
① 入札前に提出した調査資料等において、虚偽であった事実が判明した。
② 承諾無しに権利義務等を、第三者に譲渡又は承継を行った。
③ 産業廃棄物処理法に違反する【不法投棄】や砂利採取法に違反する【無許可採取】等、関係法令に違反する事実が判明した。
④ 当該工事関係者が贈収賄等により、逮捕又は公訴された。
⑤ 建設業法に違反する事実が判明した。〔一括下請け，技術者の専任違反等〕
⑥ 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
⑦ 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
⑧ 監督又は検査に当たり、職務の執行を妨げた。或いは、不当な圧力をかけ妨害した。
⑨ 下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。或いは、不当に下請代金の額を減じている。或いはそれに類する行為が存在する。
⑩ 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
⑪ 受注企業の社員に「指定暴力団」或いは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員，準構成員，企業舎弟 等、暴力団関係者が存在することが判明した。
⑫ 下請業者に 暴力団関係企業が入っていることが判明した。或いは暴力団対策法 第９条に記載されている砂利・砂・防音シート・軍手等の物品購入，土木作業員やガードマンの受け入れ，土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
⑬ 安全管理の措置が不適切であった為、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与え、公衆災害を起こした。
⑭ 施工体制台帳・施工体系図が不備の為、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
⑮ 工事関係車両・建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。
⑯ その他　理由：

様式第１号（第３条関係）

# 工　事　成　績　評　定　表

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 施工年度 | 年度 | 工事執行番号 | 第　　号 | |
| 工事名 | | | | |
| 工事場所 | | | | |
| 請負者 | | | | |
| 契約工期 | 年　月　日 ～　年　月　日 | | | |
| 請負金額 | | 完成検査年月日 | 年　月　日 | |
| 完成年月日 | 年　月　日 | 手直し検査年月日 | 年　月　日 | |

| 項目 | | 細別 | | 細目別評定点 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 施工体制 | Ⅰ | 施工体制一般 | | ／(3.3) 点 |
| | | Ⅱ | 配置技術者 | | ／(4.1) 点 |
| 2 | 施工状況 | Ⅰ | 施工管理 | | ／(13.0) 点 |
| | | Ⅱ | 工程管理 | | ／(8.9) 点 |
| | | Ⅲ | 安全対策 | | ／(9.4) 点 |
| | | Ⅳ | 対外関係 | | ／(3.7) 点 |
| 3 | 出来形、品質及び出来栄え | Ⅰ | 出来形 | | ／(14.9) 点 |
| | | Ⅱ | 品質 | | ／(17.4) 点 |
| | | Ⅲ | 出来栄え | | ／(8.5) 点 |
| 4 | 工事特性（施工条件等への対応）（加点のみ） | | | | ／(7.3) 点 |
| 5 | 創意工夫（加点のみ） | | | | ／(5.7) 点 |
| 6 | 地域への貢献度等（加点のみ） | | | | ／(3.8) 点 |
| 7 | 法令遵守等（減点のみ） | | | | 点 |
| 評定点合計 | | | | | ／(100) 点 |